

AYA 研 利益相反委員会規程

(名称)

第1条

この委員会は、AYA がんの医療と支援のあり方研究会（以下「AYA 研」）利益相反委員会（以下「委員会」）という。

(目的)

第2条

AYA 研定款第 39 条、ならびに、定款施行細則第 15 条に基づき、AYA 研会員の利益相反状態を適切にマネジメントすることにより、研究結果の発表や普及・啓発を、中立性と公明性を維持した状態で適正に推進させることを目的とする。

(業務)

第3条

委員会は以下の業務を所管する。

1. AYA 研の主宰する学術集会、論文等で発表する者に関する利益相反の管理
2. AYA 研の役員（理事長、理事、監事）、会長、各種委員会委員長の利益相反の管理

(組織)

第4条

委員会は、委員長および委員若干名をもって構成する。

(会議等)

第5条

会議は必要に応じて開催する。

委員長は会議を進行し、業務を総括する。

(任期)

第6条

委員長・委員の任期は、定款施行細則第 18 条に従い、理事の任期に準じる。

(規定の改廃)

第7条

この規程は、理事会の承認を得て改廃できる。

附則

1. この規程は、平成 30 年 12 月 19 日より施行する。